

※変更点にご注意ください

経営事項審査の審査基準の改正等について (令和4年4月)

以下のとおり、一部の項目について審査方法等の見直しを行いましたので、申請にあたりましてはご注意ください。

1. 制度改正に伴う変更

電気通信工事業の資格者要件に新たな資格区分が追加されました。(掲載ページP.50～54)

電気通信工事業の資格者要件に「電気通信事業法に基づく工事担任者証の交付を受けた者」(資格者コード:235)が追加されました。ただし、電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者(令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信および第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者または総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。)であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有するものに限られているため、実際に申請可能になるのは令和6年度以降になります。

2. 注意事項

①技術職員等の常勤確認資料について(掲載ページP.14)

技術職員等の常勤確認資料において、健康保険証や国民健康保険証の写しを添付される場合、プライバシー保護の観点から「保険番号および被保険者記号・番号」にマスキングを施したものを提出してください。

②解体工事業における経過措置期間が終了しました。(掲載ページP.47)

「とび・土工工事業」の技術者に該当する者が、経営事項審査における解体工事業の技術職員として評価される『経過措置』は、令和3年6月30日をもって終了しました。つきましては、従来認められていた技術者では要件を満たさない可能性がありますのでご注意ください。

③監理技術者の講習受講者の取扱いについて(掲載ページ:P.11)

建設業法施行規則の一部改正により、令和3年1月1日以降監理技術者講習の有効期限の起算点が講習を受けた日の属する年の翌年1月1日となり、同日から5年後の12月31日までが有効期間となります。

ただし、経営事項審査における技術職員名簿に講習受講「1」として記載できる1級監理技術者(1級技術者であって監理技術者資格者証の交付を受けているもの)の講習受講については、従来どおり講習を「当期事業年度開始日の直前5年以内に受講した者」(審査基準日から遡って5年以内に受講した者)に変わりありませんのでご注意ください。

④その他の審査項目(社会性等)の申請について(掲載ページ:P.12)

その他の審査項目(社会性等)の評価項目である『知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況』の評価を申請する際は、以下のことに注意してください。

・CPD単位取得数または技能レベル向上者数のいずれかひとつでも加点対象とする場合、様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」および様式第5号「技能者名簿」の2つの様式は、該当がない場合でも必ず作成し提出してください。

⑤監理技術者の職務を補佐する者について(掲載ページP.49～54)

技術職員について、令和3年4月から新たに監理技術者の職務を補佐する資格を有する者が加点の対象(4点の評価を付与)となりました。ただし、1級技士補の資格を有するだけでは監理技術者の職務を補佐する者にはならず、主任技術者要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。(詳細はP.49～P.54を参照)

3. ご案内

① **確認書類の返却を希望される方はレターパックを積極的にご利用ください（掲載ページ：P.93）**

昨今の新型コロナウイルス情勢を踏まえて、令和3年4月以降につきましては、返却を希望される事業者様あてに、経営事項審査の際に提出していただく確認書類（A4ファイル綴じ）を結果通知発送日と同日に返送させていただきます。

以下の注意事項を確認の上、申請されますようお願いいたします。

- (1) 経営事項審査申請時に、送付先が記入されたレターパックライトまたはレターパックプラスの提出をお願いします。
- (2) レターパックに記載される送付先は、申請に記載された住所と同じ住所をお願いします。
- (3) レターパック規定サイズを超える確認書類の返送は出来ませんのでご了承ください。
- (4) 従来どおり、結果通知発送後の監理課窓口での返却も受け付けます。※受領書が必要です。

【行政書士の代理申請の場合】

レターパックに記載していただく送付先は、上記（2）の住所または行政書士事務所をお願いします。また、申請される事業者ごとにレターパックを提出していただくようお願いします。